小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第４８号

東京都日野市万願寺１丁目６番地の21
再生債務者　滋野　幸男
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成27年４月６日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第３号

大阪府松原市阿保３丁目18番５号
再生債務者　松岡　秀年
１　決定年月日時　平成27年４月３日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年５月１日まで
４　一般異議申述期間　平成27年５月８日から平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第２号

兵庫県明石市大久保町谷八木717番地の17
再生債務者　岡田　一義
１　意見聴取に付する再生計画案　平成27年３月31日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成27年５月７日まで
神戸地方裁判所明石支部再生係

会計検査院共済組合定款の一部変更について

会計検査院共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。
会計検査院共済組合代表者
会計検査院長　河戸　光彦

第28条第１項の表中「$\frac{4.93}{1,000}$」を「$\frac{4.16}{1,000}$」に、「$\frac{9.86}{1,000}$」を「$\frac{8.32}{1,000}$」に改める。

附　則

１　この変更は、平成27年４月１日から施行する。
２　変更後の第28条第１項の規定は、平成27年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)、(乙)　ともに
http://art-in.org
平成二十七年四月十四日
仙台市青葉区中央二丁目一〇―一第二勝山ビルディング六Ｆ
(甲)　一般社団法人アート・インクルージョン　代表理事　白木福次郎
仙台市青葉区本町一丁目二番五号
(乙)　一般財団法人アート・インクルージョン　代表理事　白木福次郎

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。効力発生日は平成二十七年六月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十七年五月二十五日、乙の株主総会の承認決議は平成二十七年五月二十六日、丙の株主総会の承認決議は平成二十七年五月二十七日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲は合併効力発生日の平成二十七年六月一日をもって株式会社明電エンジニアリングへと商号の変更をする予定です。
最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月三十日
掲載頁　二一一二頁（号外第一四六号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月三十日
掲載頁　二一一四頁（号外第一四六号）
(丙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月三十日
掲載頁　二一一四頁（号外第一四六号）
平成二十七年四月十四日
東京都品川区大崎三丁目七番九号
(甲)　株式会社明電エンジニアリング東日本　代表取締役　斉田　敏明
愛知県名古屋市中区錦一丁目一七番一三号名興ビル四階
(乙)　株式会社明電エンジニアリング中日本　代表取締役　篠塚　公人
大阪府大阪市中央区安土町三丁目四番一〇号
(丙)　株式会社明電エンジニアリング西日本　代表取締役　池田　一秀

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社共栄機械（住所秋田県鹿角市十和田末広字村下七五番地二）に対して当社の機械管理部門事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　北鹿新聞
掲載の日付　平成二十七年三月六日
掲載頁　五頁
平成二十七年四月十四日
秋田県鹿角市十和田末広字紀ノ国平四三番地二
株式会社共栄
代表取締役　安保　光晴

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千八百万円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十七年四月一日
掲載頁　二頁
平成二十七年四月十四日
東京都港区赤坂一丁目一二番三三号
株式会社パノラマ・ホテルズ・ワン
代表取締役　井上　直樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し九百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十七年四月十四日
東京都港区高輪二丁目一四番二三―四〇一号
合同会社チャームコーポレーション
代表社員　海瀬　光美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十七年四月十四日
大阪府四條畷市楠公二丁目八番二九号
有限会社中田商店
代表取締役　中田　美樹

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億五千万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十七年四月十四日
神戸市東灘区森北町五丁目二番九号
有限会社天満屋
代表取締役　中井　攝